

2019年10月30日

企業会計基準適用指針公開草案第67号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正2019年7月4日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準適用指針第14号 <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p>2007年（平成19年） 3月14日 改正2008年（平成20年） 12月26日 改正2009年（平成21年） 3月27日 改正2010年（平成22年） 6月30日 改正2011年（平成23年） 3月25日 改正2012年（平成24年） 6月29日 改正2014年（平成26年） 5月16日 改正2019年 7月 4日 <u>最終改正20XX年 X月 X日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第14号 <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p>2007年（平成19年） 3月14日 改正2008年（平成20年） 12月26日 改正2009年（平成21年） 3月27日 改正2010年（平成22年） 6月30日 改正2011年（平成23年） 3月25日 改正2012年（平成24年） 6月29日 改正2014年（平成26年） 5月16日 <u>最終改正2019年 7月 4日</u> 企業会計基準委員会</p>

公開草案	現行
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>開 示</b></p> <p><u>収益の分解情報に関する事項</u>  <u>(収益の分解情報に関する事項の開示対象期間)</u></p> <p>50-2. <u>収益の分解情報に関する事項の開示対象期間は、期首からの累計期間とする。</u></p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>開 示</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><u>(20XX 年改正適用指針)</u></p> <p>81-10. <u>第 81-8 項にかかわらず、20XX 年改正の本適用指針第 50-2 項の定めについての適用時期は、20XX 年改正の会計基準と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p>(新 設)</p>

以 上